守山市電気自動車軽トラックの貸出し要領

使用申込書

・申込は利用予定日の３ヵ月前の月の初日から前々日（休日の場合は前日）
・１回当たりの使用日数は、原則として２日
・運転手は普通免許所持者（免許取得後１年を経過したもの）

【利用できる団体】
・市内の団体
（自治会・こども会・PTA・老人会等）
・市内の法人
（企業、ＮＰＯ法人等）

◎構成員の半数以上が市内の者で占める団体を市内の団体とする。

【利用できない団体】
・市外の団体
・政治、宗教を目的とする団体
・営利目的のための利用

【利用できる用途】
・環境啓発・保全・美化活動や資源回収活動など環境負荷を低減するためのボランティア活動
・自治会等のまちづくり活動
・市長が特に認める場合

但し、
・利用範囲は市域内とする。
・市内一斉清掃には使用できない。
・12/29～1/3 の間は貸出しを行わない。
・貸出しは公務に支障のない範囲とする。

執務時間内　8:30～17:15

【申請窓口】
守山市役所 環境政策課
（TEL 582-1154）
または、速野会館
（TEL 585-3953）

使用前点検

返却先　平日：【１号車】環境政策課（執務時間外：市役所宿直）【２号車】速野会館　（執務時間外：翌朝対応）
休日：【１号車】市役所日直（　〃　）【２号車】速野会館宿直（　〃　）

返 却

車の鍵の返却・運転日誌の記載・清掃、キズ等の確認
所定場所に入庫・燃料（電気）の補充は不要

使　用

交通事故等の報告
法令に基づく適切な処置

就業時間中：環境政策課
休日・就業時間外：市役所日直